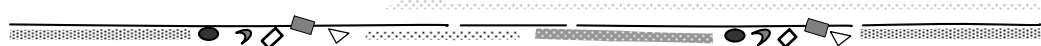


| | |
|--|----------------------|
| <h1>美浜の会ニュース</h1> | No. 146 |
| | 2017. 4. 16 |
| 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会) ⇒ ホームページURL http://www.jca.apc.org/mihama ⇐ | 頒 価 300円 購読料 年2千円 |

改ざんデータまで持ち出して入倉・三宅式を合理化 国の地震動評価に批判を強めよう
高浜3・4号の5月中の原子炉起動を阻止しよう
 関電：クレーン倒壊事故の改善策 → 「暴風等の情報は、日本気象協会からFAXを受領」?!



3・31政府交渉の成果を引き継ぎ
 ひたちなか市で交付金を使った安定ヨウ素剤事前配布の実現へ

3・28 大阪高裁の高浜原発3・4号仮処分取り消し決定糾弾！ 国と関電いいなりの反動決定

3月28日大阪高裁が下した高浜原発3・4号仮処分取り消し決定は、福島原発事故以前に戻ったかのような反動的なものだ。原発事故の深刻さと悲惨さに目をつむり、国に追従して司法としての独自の判断を放棄してしまった。到底許すことはできない。

決定は規制委の新基準を「最新の科学的、技術的知見に基づき、不合理なものとはいえない」と丸のみで承認している。それを前提に、判断の論理は「個々の基準の確認→関電の対応→規制委の審査」というもので、結局、規制委の審査を通過したのだから問題なしを連発している。

基準地震動は入倉・三宅式で過小評価はなし、汚染水対策は審査で「放水砲」が確認されているから良しとなる。避難計画については、内閣府の「高浜地域における緊急時対応」を了承している。被ばくを前提にし、安定ヨウ素剤の配布も実効性がないこと等、昨年8月の防災訓練監視行動で具体的に明らかになっているにも関わらず「具体的内容は適切で、不合理な点は認められない」としてしまっている。あまりに行政府追従の決定に対して、マスコミ各社も「とても住民安全を保障するものとはいえない」(3月29日福井新聞)等々、厳しく批判している。

高浜3・4号の5月再稼働を阻止しよう

クレーン倒壊事故：関電の「総点検結果」は「安全文化の再構築」と呪文を繰り返すだけ

3月28日の大阪高裁の決定によって、関電は5月中にも高浜3・4号の原子炉を起動し、約1か月後には営業運転を開始しようとしている。しかし、再稼働の前には、クレーン倒壊事故が

関電にのしかかっている。

1月20日に起きた高浜原発1・2号でのクレーン倒壊事故は、暴風警報が出ていることを元請会社に伝えることもせず、自然の脅威を全く

| | | | |
|----|-------------------------|----------------------------|-------------------|
| 目次 | ▼高浜3・4号の再稼働を阻止しよう! ..p1 | ▼滋賀県・京都府申し入れ報告 ..p5 | ▼地震動の過小評価批判 ..p6 |
| | ▼老朽原発裁判の紹介 ..p11 | ▼3・31 政府交渉報告 ..p12 | ▼高浜町音海地区の紹介 ..p14 |
| | ▼復興大臣の暴言許さない ..p15 | ▼鳥取での安定ヨウ素剤配布の取り組み紹介 ..p16 | |

無視した、安全性軽視、作業効率第一主義の関電に染み付いた体質が引き起こしたものだ。

2月の関電の説明に対し、「原発の運転以前の問題。基本の基本がなっていない」と福井県・京都府・滋賀県から厳しい批判があがった。福井県は、全ての原発で総点検を求めた。地元高浜町の音海区自治会は、関電に説明会を求め、福島原発事故の教訓を省みていないと批判し、原発から撤退すべきではないかとの意見を関電に出している（14頁参照）。

このような経緯で関電は総点検を実施し、その結果を4月7日に公表した。敦賀労働基準監督署の「指導票」に対しては3月29日に「改善措置」を提出した。しかしこれらは、関電の工事管理能力や安全に対する姿勢が何も変わっていないことを示している。「改善措置」は「自然環境の悪化に係る情報（大雨、暴風等）について、日本気象協会からFAXを受領する運用を開始」等、開いた口がふさがらない。「総点検結果」は、2004年の11名もの死傷者を出した美浜3号機事故以降に関電が繰り返し述べてきた「社長が先頭に立った安全最優先の再徹底」「揺るぎない安全文化の構築」の呪文だけだ。関電の責任はまったく明らかになっていない。

関電は4月7日に「総点検結果」を福井県等に報告した。福井県は安全専門委員会や県議会でも議論することもなく、「総点検結果」を了承した。しかし現在のところ、高浜1・2号のクレーンを使った工事の再開と再稼働の判断は切り

離すとしている。

京都府と滋賀県は、4月13日の「避難計画を案ずる関西連絡会」の申し入れ時に、「7日に関電から説明を受けたが、総点検結果は不十分」と表明した。京都府原子力防災課長は「再度の十分な説明と議論があった後に、再稼働の話になると認識している」旨を述べた。滋賀県は、日程は未定だが（5月中と思われる）、次回の県原子力安全対策連絡協議会に関電を呼んで議論するとのことだった（5頁参照）。

13日の申し入れで、滋賀県は「高浜原発3・4号は再稼働の環境にない」と、改めて再稼働反対を表明した。一方UPZに13万人が暮らす京都府は、無責任にも再稼働について態度を表明せず「要望は承る」とだけ述べた。



京都府や府内市町、関西一円で、高浜3・4号の再稼働に反対するよう、自治体申し入れや議員への働きかけ等を強めていこう。クレーン倒壊事故が示した関電の体質では、原発を再稼働する資格などないこと、地震動の過小評価、避難計画に実効性のないこと等を訴え、取り組みを強めよう。

裁判闘争は地震動問題で山場に 国・関電の地震動過小評価を徹底して批判しよう

4月24日の島崎証人尋問の控訴審に集まり、樋口判決を守り抜こう

私たちが進める国相手の大飯裁判や、福井等の原告が進める関電相手の裁判では、いずれも地震動評価を巡って山場を迎えている。

国相手の大飯原発差止裁判（大阪地裁）の3月22日法廷で、国は「基準地震動の過小評価はない」と全面展開した第16準備書面を提出した。4月24日の関電相手の大飯原発差止裁判（名古屋高裁金沢支部）では、前規制委員の島

崎邦彦氏の証人尋問が行われる。国の準備書面はこれも意識した内容となっている。

国の準備書面では、「島崎発表は科学的誤りを含む」と批判し、入倉・三宅式による過小評価を合理化するために、あの手この手を使っている。入倉・三宅式や壇他の式は、国の推本（地震調査研究推進本部）が認めた「パッケージ」だとして、推本の「権威」を振りかざしている。

そして、入倉・三宅式は地下の断層長さを基準にしたもので、地震動の観測に基づく「震源インバージョン」という手法によらなければならないと強調する。しかし、入倉・三宅式が基にした 53 個のデータの内、震源インバージョンによるものはわずか 12 個で 23% にすぎない。

震源インバージョンを金科玉条のように主張しているが、この方法では、断層面積は恣意的に決められる可能性が高い。さらに、三河地震では断層面積を引用論文の値の 2.5 倍に改ざん (300km² から 750 km²) した等の宮腰ほか (2015) に依拠している。大きな断層面積で小さな地震規模となるようにまでして、入倉・三宅式を合理化している。

規制委員会自らが定めた「地震動審査ガイド」

では、ばらつきを考慮するよう求めているが、今回の国の書面では、それは考慮しないと開き直っている。

地震の規模から短周期レベル (加速度) を求める壇ほかの式は、アスペリティ面積が断層面積を超える (部分が全体より大きくなる) という根本的な矛盾や過小評価があるが、それについては一切考慮しない (6 頁参照)。

4 月 24 日の裁判にむけて、「福井から原発を止める裁判の会」は、「福井地裁・樋口判決を守り抜こう!」と、裁判への参加を呼び掛けている。関電が大量動員してくることも予想される。24 日の裁判に結集しよう。国の地震動過小評価を徹底して批判していこう (24 日案内は 4 頁)。

3・31 政府交渉の成果を基盤に、安定ヨウ素剤事前配布を求める運動を強めよう

安定ヨウ素剤の事前配布を求めて、各地で運動が取り組まれている。3 月 31 日には院内集会和内閣府・規制庁と交渉を行った (12 頁参照)。集会では、鹿児島・佐賀・鳥取・関西・首都圏の活動を交流し、50km 圏で独自に事前配布を実施している篠山市の取り組みも紹介された。島根県は 30km 圏内で希望者に事前配布を開始し、これも影響して、鳥取県でも市民の地道な活動により 30km 圏内事前配布に向けて進んでいる様子が紹介された。福井からの参加者は、学校・幼稚園等の避難弱者の施設で備蓄する取り組みが開始されていることを紹介。自治体によって異なる状況が明らかになり、各地の今後の活動に役立つ有意義な交流会となった。

(1) ひたちなか市「PAZ 内では交付金分のゼリー剤を使用できる」と政府交渉で確認

政府交渉の焦点の一つは、30km 圏内全市で独自に事前配布を進めるひたちなか市の 3 才未満児用ゼリー剤についてだった。茨城県と国は、ひたちなか市の「薬局配布方式」に難癖をつけ、市は交付金で配布されている安定ヨウ素剤を事前配布に使えず、市の予算で独自購入している。さらに深刻なのは、3 才未満児用のゼリー剤は、

丸剤と異なり日医工から購入さえできないという問題だ。内閣府の林田氏は、国のガイドライン (安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって) では「医師が服用の可否判断をする」ことになっており、ひたちなか市方式はこれを満たしていないため、交付金分の使用はできないと繰り返した。しかし市民の追及で、ガイドラインには「医師の服用可否判断」等はどこにも書かれていないことを認めざるを得なかった。最後に、ひたちなか市が、今後 1 才半や 3 才児検診で配布することを検討している件についてただすと「それは全く問題ない」と PAZ 分については交付金分の使用を認めた。

さらに交渉では、ゼリー剤の販売について、国から「売ってはいけない」等の圧力は一切かけておらず「UPZ 外の自治体も含めて調達が可能」と認めた。これによって、篠山市も、独占販売している日医工からの購入の道が開けたことになる。

(2) 離島等の災害時に孤立する地域や、幼稚園等の避難弱者施設での備蓄・事前配布は、「国に拒否する権限はない」と認める

玄海原発 30km 圏内には多くの離島がある。

佐賀の団体は、離島を訪問し、医師が2週間に1度しか訪問しない島があること等実態を把握して、事前配布の必要性を訴えた。内閣府は県から要請があれば協議し、拒否する権限はないことを認めた。また、放射線の感受性が高い乳幼児には、保育所等に通っていない場合は、事前配布が可能であることも基本的に認めた。

これら交渉で確認したことをもとに、佐賀県・滋賀県・京都府では即刻申し入れを行い、事前配布を求めている。

(3) ひたちなか市に交渉結果を伝える

4月14日には、ひたちなか市を訪問し、政府交渉の確認点を伝え意見交換を行った。交渉によって、交付金分のゼリー剤使用に一步近づいたことを歓迎され、「5kmで線引きはできない」「薬局配布方式は例外ではない」と、15万全市民への事前配布に踏み切った強い決意が語られた。福島原発事故の経験から、確信に満ちた言葉だった。

(4) 各地の運動が連携して勝ち取った成果

今回の交渉の成果は、昨年12月にひたちなか市を訪問し交付金が使えないという茨城県と国の妨害にも似た行為に憤慨し、なんとかしなければとの強い思い、各地で事前配布を求める活動、ガイドラインの検討と国の言い分の批判、福井県や佐賀県等での実態調査、関西での幼稚園等へのアンケート調査・施設訪問、茨城の人達と行った県への申し入れ、日医工への確認等々の活動によってもたらされた。小さな前進だが、これらが結びついて得られたものだ。

原発事故時には安定ヨウ素剤の服用と避難しか身を守るすべはない。事前配布は、福島県庁に大量に備蓄されていたが配布されなかった事故の教訓からも必要だ。そして、安定ヨウ素剤を通じて、再稼働に反対する意識を人々の中に呼び起こすのは、篠山市の経験からも明らかだ。

ひたちなか市で交付金分の使用が可能となれば、各市町での事前配布実施にも弾みがつく。交渉の成果を基礎に、新しい前進となるよう、今後も国への監視等を強めよう。

地元や近隣自治体、住民から、原発事故の教訓と深い思いに裏打ちされた新しい動き

復興大臣の「自主避難は自己責任」発言、3月末の「自主避難者」への住宅支援打ち切り、飯舘村等の避難区域の解除は、福島原発事故被害者を切り捨て、原発事故の国の責任を放棄するものだ。同時に国は、高浜原発3・4号、玄海原発3・4号をはじめ再稼働一辺倒の政策を強行している。

しかし、福島原発事故から6年を経て、事故をなきものにして「復興」と再稼働に興じる政府と電力会社に対し、大臣発言への抗議、再稼働反対表明などが地元や近隣自治体から上がっている。これまでにない新しい動きが始まっている。これらは、福島原発事故を繰り返してはならないという、深い思いに裏打ちされている。

福島県内の川俣町議会は4月7日、復興大臣

の辞任を求める抗議声明を出した。玄海原発の再稼働反対では、市民の精力的で力強い活動によって、30キロ圏内の首長や議会が反対を表明している（伊万里市長、平戸市長、平戸市議会等）。高浜原発の地元音海区自治会は、老朽原発高浜1・2号の寿命延長反対を決議し、クレーン倒壊事故についても関電を厳しく批判している。東海第二原発に隣接するひたちなか市は、先に述べたように、福島原発事故の教訓から独自に30km圏内で安定ヨウ素剤の事前配布を進めている。

政府の異常なまでの原発推進のもとで、このような新しい状況が生まれている。これらに学びながら、各地の運動を進め、連携を強めて進んでいこう。

4月24日 関電相手の大飯原発差止裁判 島崎氏証人尋問 13:30 名古屋高裁金沢支部
12時集合（予定） 傍聴券抽選等。（詳しくは「福井から原発を止める裁判の会」HP参照）
7月7日 国相手の大飯原発3・4号止めよう裁判 11:00 大阪地裁202 大法廷